

常勤役員の報酬等に関する規程

施行 昭和46年 7月 1日
改正 昭和49年 4月 1日
改正 平成 5年 4月 1日
改正 平成20年 3月28日
改正 平成20年12月 1日
改正 平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は奈良県信用保証協会（以下「協会」という。）の常勤役員の報酬、地域手当、期末手当、退職金に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤役員に対しては、報酬を支給する。

2. 前項の報酬の額は、会長が理事会の承認を経て定めるものとする。

(地域手当)

第3条 地域手当は、前条の報酬に加算し、支給する。

2. 地域手当の額は、協会の職員給与規程に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第4条 常勤役員に対しては、期末手当を支給する。

2. 前項の期末手当は、毎年6月・12月に支給する。

3. 前1項の期末手当の額は、協会の職員給与規程第9条の規定に準じて定めるものとする。

(退職金)

第5条 常勤役員が退職したときは、退職金を支給する。

2. 前項の退職金の額は、退職時の報酬月額 \times 100分の20に在職月数を乗じて得た額とする。

但し、在職中特に功労があったと認められる者に対しては、常任理事会の承認を得た額を加算することができる。なお、加算額については、次の理事会で報告することとする。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項を会長が定める。

附 則 この規程は昭和46年7月1日から実施する。

附 則 昭和49年4月1日 改正

附 則 平成5年4月1日 改正

附 則 平成20年3月28日 改正

附 則 平成20年12月1日 改正

附 則 平成27年4月1日 改正